

先生各位

薬剤耐性菌判定基準変更に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、下記菌種におきまして薬剤耐性菌の判定基準を変更させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

《変更日》 平成 24 年 11 月 12 日(月) 受付分より

《変更内容》

対象菌種	変更後	変更前
P.aeruginosa (MDRP)	IPM、MEPMの何れかが 16 µg/mL かつAMK 32 µg/mL かつNFLX 16 µg/mL またはOFLX、LVFX、LFLXの何れかが 8 µg/mLまたはCPFX 4 µg/mL	カルバペネム(IPM、MEPMの何れか)が“R” かつアミノグリコシドはAMKが“S”以外 かつフルオロキノロン(NFLX、OFLX、LVFX、 CPFX、LFLXの何れか)が“R”
Acinetobacter.sp (MDRA)	IPM、MEPMの何れかが 16 µg/mL かつAMK 32 µg/mL かつLVFXX 8 µg/mL またはCPFX 4 µg/mL	カルバペネム(IPM、MEPMの何れか)が“R” かつアミノグリコシドはAMKが“S”以外 かつフルオロキノロン(LVFX、CPFXの何れ か)が“R”

その他の検査内容に変更はございません。

《変更理由》

弊社が採用している厚生労働省院内感染対策事業サーベイランスでの判定基準に、微量液体希釈法の基準が明示されたため。

《注 意》

今回の薬剤耐性菌判定基準の変更に伴い、P.aeruginosa もしくは Acinetobacter.sp が検出され、かつその検出菌がメタロ-β-ラクタマーゼ産生菌の疑いがあった場合、臨床効果期待できないという観点から、実際の MIC 値が上記判定基準より低く、カテゴリが“S”や“I”となった場合であっても“R”として報告書上表記いたします。この場合、見かけ上「多剤耐性」となりますが、実際には非多剤耐性であるため、今後はその区別として報告に際しましては菌名の後ろに“non-MDRP”などと追記して区別いたします。

多剤耐性菌の場合	非多剤耐性菌の場合
P.aeruginosa (MDRP)	P.aeruginosa (non-MDRP)
Acinetobacter.sp (MDRA)	Acinetobacter (non-MDRA)